

第5次湖西市男女共同参画推進計画策定業務及び第4次湖西市多文化
共生推進プラン策定業務並びに実態調査業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

第5次湖西市男女共同参画推進計画策定業務及び第4次湖西市多文化共生推進プラン策定業務並びに実態調査業務委託

(2) 内容

別添「第5次湖西市男女共同参画推進計画策定業務及び第4次湖西市多文化共生推進プラン策定業務並びに実態調査業務委託仕様書」に記載のとおり。なお、すべての業務を一括で委託するものとする。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 委託費

(1) 委託費上限金額

6,919,000円(消費税及び地方消費税含む)

※金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(2) 内訳

①令和6年度

ア 実態調査業務 4,136,000円以内

②令和7年度

ア 第5次湖西市男女共同参画推進計画策定業務 1,391,000円以内

イ 第4次湖西市多文化共生推進プラン策定業務 1,392,000円以内

3. スケジュール

選定に関するスケジュールは下表のとおりとする。

項目	期間・期日
募集開始	令和6年4月18日(木)
質問書提出期限	令和6年4月26日(金)午後5時
質問書への回答	令和6年5月7日(火)
参加表明書等提出期限	令和6年5月16日(木)午後5時
参加資格結果通知	令和6年5月23日(木)
企画提案書等提出期限	令和6年5月30日(木)午後5時

プレゼンテーション審査	令和6年6月11日（火） 予備日：6月12日（水）
審査結果通知	令和6年6月17日（月）予定

4. 参加資格

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 過去5年以内（当該年度を含まない）に、地方公共団体の男女共同参画推進計画及び多文化共生プラン策定業務の双方について、元請として実施した実績を有した者であること。
- (2) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を湖西市との間で直接締結できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公租公課を滞納していない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画の認可が決定された者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第2251号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。
- (10) 現在、役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (11) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者ではないこと。
- (12) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者ではないこと。
- (13) 個人情報の適切な取り扱いを保証するプライバシーマークを取得している者であること。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式1）
- (2) 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時 必着

(3) 提出方法

下記 11「問合せ・提出先」に記した電子メールアドレスへ提出。送信後、電話により到達状況を確認すること。

(4) 回答

令和6年5月7日（火）に市ウェブサイトで回答を公表する。

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

①参加表明書 兼 誓約書（様式2）

②会社概要書（任意様式）

③類似業務受注実績（任意様式）

可能な場合は成果品の計画書等を添付

(2) 提出期限

令和6年5月16日（木）午後5時 必着

(3) 提出先

下記 11 に記した「問合せ・提出先」まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）

(5) 提出部数

1部

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下の書類を A4 版で作成し提出すること。ただし、ページの視認性に問題がある等やむを得ない事情がある箇所は、A3 版での作成も可とする。

①企画提案書（任意様式）

②業務実施体制表（任意様式）

③見積書（任意様式）

ア見積書は、2. 委託費（2）内訳毎の金額が分かるように記載すること（業務別に税抜金額、税額、税込金額が分かるようにすること）。

イ全ての経費を詳細に記載した内訳書（税込み）を添付すること。

ウ見積書の金額が、2. 委託費（2）内訳毎の上限金額を超過した場合は、失格とする。

(2) 提出期限

令和6年5月30日（木）午後5時（必着）

- (3) 提出方法
持参又は郵送（必着）
- (4) 提出部数
6部

8. 委託事業者の選定

- (1) 選定方法
提案内容の審査及び事業者の選定は、プレゼンテーション審査により行う。
- (2) プレゼンテーション審査
 - ①日時
令和6年6月11日（火）、予備日：令和6年6月12日（水）
※時間は参加資格結果通知時に指定する。
 - ②方法
Web会議用アプリ「Zoom」を使用して行う。
※URL等の情報は参加資格結果通知時に連絡する。
 - ③時間配分
プレゼンテーション（25分） 質疑応答（25分）
 - ④出席者
3名までとする。本業務の担当者を必ず含めること。
 - ⑤その他
企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。また、プレゼンテーションの順番は市が指定する。
- (3) 審査方法
 - ①各事業者の企画提案書及びプレゼンテーションについて、市職員で構成する審査員5人が、7.（4）に記載の審査基準に基づき審査する。
 - ②審査員の持ち点（100点）を合算した値（500点）の6割（300点）以上を最低基準点とし、最低基準点に満たない参加事業者は選外とする。
 - ③最高得点者を契約候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は、見積額の最も低い者を契約候補者とする。なお、見積額も同額であった場合は、審査項目の内、企画提案の合計点が最も高い者を契約候補者とする。
 - ④参加者が1者の場合においても、プレゼンテーションを実施し、審査員による評価を行った上で、選定の可否を決定する。

(4) 審査基準及び配点

審査項目		着眼点	配点
企画提案の内容	計画策定の考え方・視点	・計画策定の視点や方向性について、国・県の動向、現行計画、及び本市の特性や課題を踏まえた提案がされているか。	5
	実態調査	・調査項目について、現行計画策定時の調査結果、社会情勢踏まえた具体的な提案があるか。	10
		・回答回収率を上げるために効果的な提案があるか。	5
		・調査結果の分析方法について有用な提案があるか。	5
		・分析結果の活用方法について有用な提案があるか。	5
	男女共同参画推進計画策定	・男女共同参画、性の多様性、女性活躍推進、DV 対策に関する政策、課題及び達成すべき目標設定について精通しているか。	10
		・取組み内容の提案は、事業者の実績及び本市の特性を踏まえた具体的な提案であるか。	10
	多文化共生推進プラン策定	・多文化共生、日本語教育の推進に関する政策、課題及び達成すべき目標設定について精通しているか。	10
		・取組み内容の提案は、事業者の実績及び本市の特性を踏まえた具体的な提案である	10

		か。	
実施体制	業務遂行力	・担当者の業務実績、従事人数、他業務との兼ね合いを含め、業務を円滑に遂行できる体制となっているか。	15
		・対面やオンラインによる打合せを柔軟に実施できる体制となっているか。	5
	スケジュール	・作業工程の内容が具体的かつ明確であるか。 ・無理のないスケジュールで提案内容との整合性が図られているか。	5
	類似事業の履行実績	・地方公共団体での事業実績が良好であるか。	5
合計			100

(5) 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ①本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- ②提出書類に不備や不足があったとき。
- ③提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ④プレゼンテーションに遅刻及び欠席したとき（真にやむを得ないと選定会が判断した場合を除く）。
- ⑤選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- ⑥複数の提案書等を提出したとき。
- ⑦その他不適切な事項があると判断されるとき。

(6) 選定結果の通知

全参加者に結果を通知するとともに、契約候補者及び選定結果を市ウェブサイトで公表する。なお、契約候補者以外の参加者名は非公表とする。

(7) 選定の取り消し

契約候補者として選定された者が、選定の日から契約締結の日までに、4. 参加資格に規定する要件を満たさなくなったときは、契約候補者としての選定を取り消すものとする。

9. 契約締結

(1) 契約候補者

審査会により選定された契約候補者と、契約締結交渉をする。

(2) 仕様書の協議

最終的な仕様書は、契約候補者との協議により決定する。

(3) 契約金額

契約金額は、最終的な仕様書に基づく契約候補者との協議により決定する。見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、委託費上限金額の範囲内で契約を締結する。

(4) その他

契約候補者と協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と順次協議の上、契約を締結する。

10. 注意事項等

(1) 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 企画提案書等の書類は返却しない。

(3) 企画提案書等の書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。

11. 問合せ・提出先

(1) 担 当 湖西市市民安全部市民課協働共生係（担当：小林、吉田、松井）

(2) 住 所 〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268

(3) 電 話 053-576-1213（直通）

(4) E-mail kyodo@city.kosai.lg.jp

以上